

秋田市告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年6月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
山王薬局	秋田市山王二丁目1番49号	令和5年4月1日
ごしよの耳鼻咽喉科	秋田市御所野地蔵田二丁目1番4号	令和5年5月1日
調剤薬局ツルハドラッグ 秋田泉南店	秋田市泉南三丁目23番24号	令和5年5月1日
秋田県子ども・女性・障害者相談センター	秋田市手形住吉町3番6号	令和5年4月1日
プロケアあきた訪問看護 ステーション	秋田市川尻町字大川反170番地 40 2F A号室	令和5年5月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
しらゆき調剤薬局	秋田市檜山川口境8番22号	令和5年3月31日

山王薬局	秋田市山王二丁目1番49号	令和5年3月31日
秋田県福祉相談センター ・秋田県精神保健福祉センター	秋田市中通二丁目1番51号 明德館ビル1階	令和5年3月31日
医療法人佐々木歯科医院	秋田市将軍野南三丁目10番10号	令和5年3月31日